

申告書を作成するための チェックポイント

【令和7年4月1日現在】

法人税関係

- 1 所得金額に対する税率
- 2 グループ法人税制
- 3 特定同族会社の留保金課税
- 4 所得の金額、利益積立金額及び資本金等の額の計算
- 5 所得税額の控除
- 6 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- 7 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- 8 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除
- 9 青色申告事業年度の欠損金の損金算入

法人税関係

- 10 受取配当等の益金不算入
- 11 貸倒引当金
- 12 寄附金の損金不算入
- 13 交際費等の損金不算入
- 14 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- 15 役員給与の損金不算入
- 16 適用額明細書の提出について

消費税関係

- 17 消費税及び地方消費税の申告書

1

所得金額に対する税率

1 所得金額に対する税率は正しいものを適用していますか。

○ 各事業年度の所得金額に対する税率

事業年度		平31.4.1から令和9.3.31までの間に開始する事業年度
区 分		
中小法人、一般社団法人等、公益法人等とみなされているもの又は人格のない社団等	年800万円以下の部分	15%〔又は17%又は19%〕
	年800万円超の部分	23.2%
中小法人以外の普通法人		23.2%
公益法人等	年800万円以下の部分	15%〔又は17%〕
	年800万円超の部分	19%
協同組合等又は特定の医療法人	年800万円以下の部分	15%〔又は17%〕
	年800万円超の部分	19%
	特定の協同組合等の年10億円超の部分	22%

(参考) 中小法人とは

中小法人とは

普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。

ただし、各事業年度終了の時ににおいて次の法人に該当するものについては中小法人から除かれます。

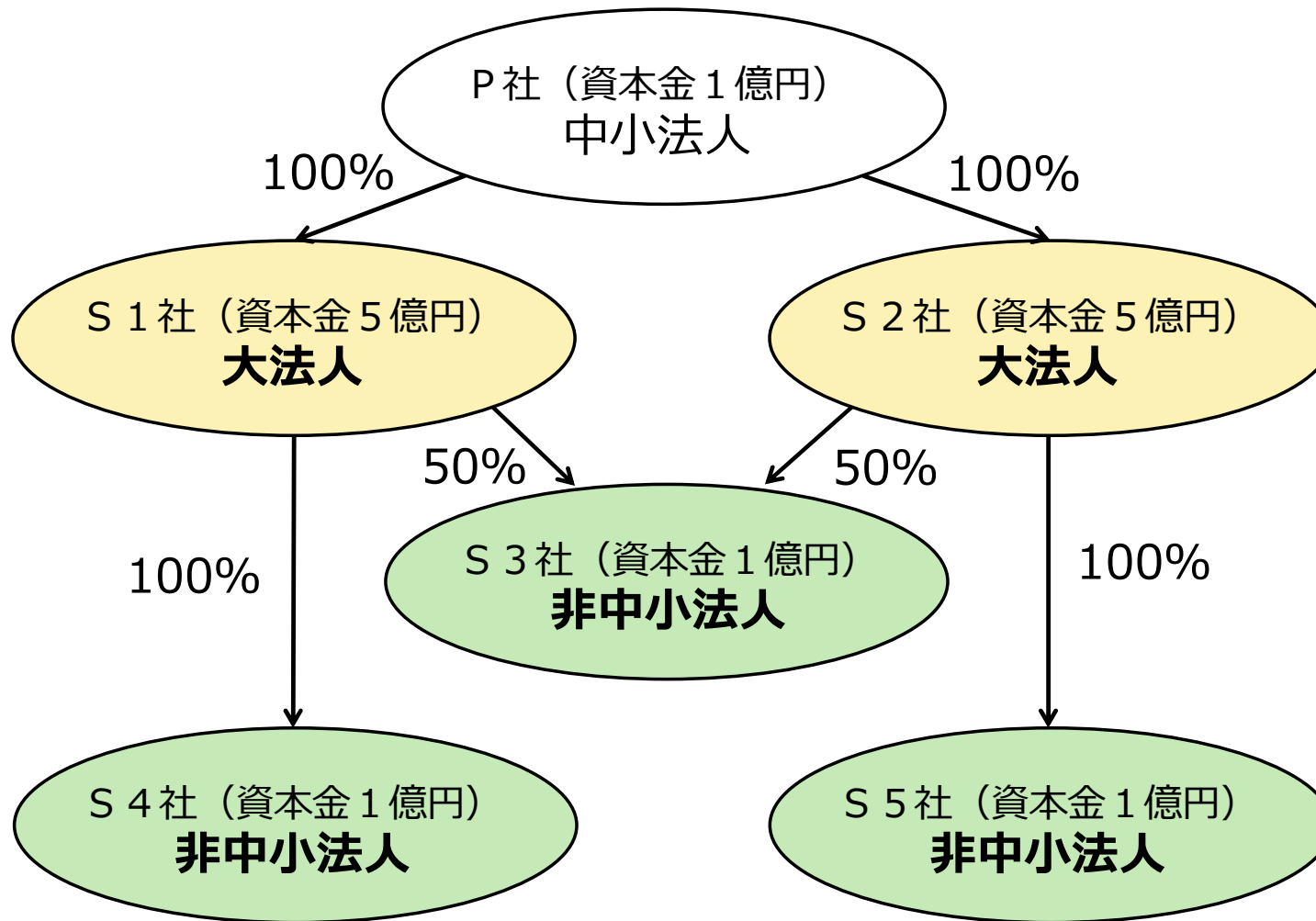
- イ 保険業法に規定する相互会社（ロ(0)において「相互会社」といいます。）
- ロ 大法人（次に掲げる法人をいい、 ハにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - (イ) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人
 - (0) 相互会社（保険業法第 2 条第10項に規定する外国相互会社を含みます。）
 - (ハ) 法第 4 条の 3 に規定する受託法人（ヘにおいて「受託法人」といいます。）
- ハ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人
- ニ 投資法人
- ホ 特定目的会社
- ヘ 受託法人

2 非中小法人ではありませんか。

非中小法人について適用されない中小企業向けの特例措置

- | | |
|-----|----------------------------|
| (1) | 年800万円以下の所得に対する軽減税率 |
| (2) | 留保金課税の不適用 |
| (3) | 貸倒引当金の繰入れ |
| (4) | 貸倒引当金の法定繰入率 |
| (5) | 交際費等の損金不算入制度における定額控除の特例の選択 |
| (6) | 欠損金の繰戻しによる還付制度 |
| (7) | 青色繰越欠損金の控除前所得金額全額の損金算入 |

○ 非中小法人イメージ図



3 地方法人税の計算をしていますか。

法人税を納める義務のある法人は、以下の税額を法人税と同じ時期に申告・納付

$$\text{基準法人税額} \times 10.3\% = \text{地方法人税額}$$

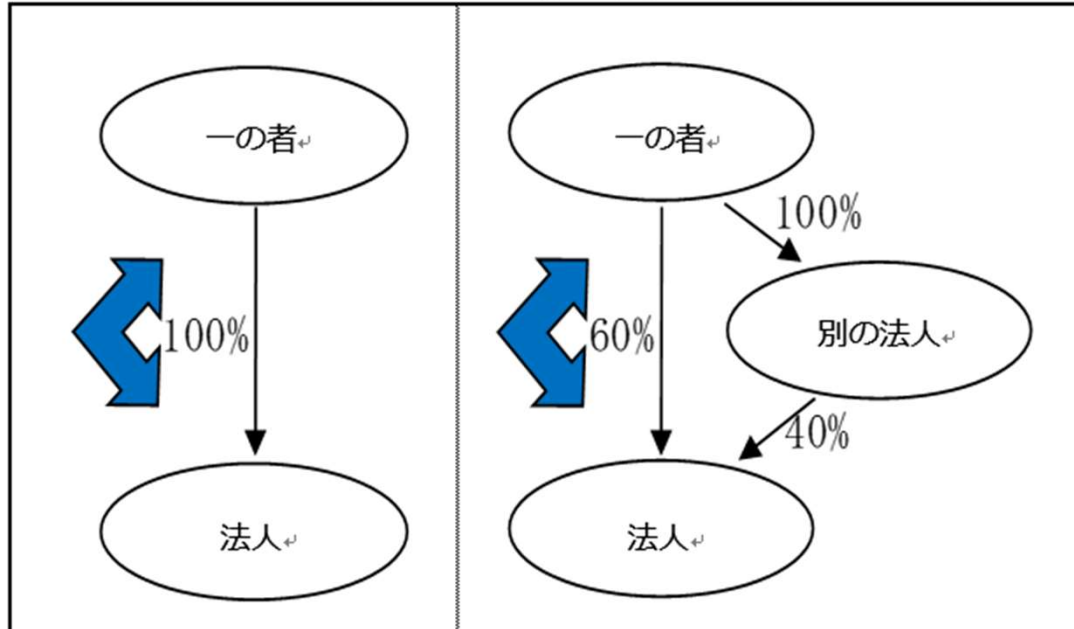
2

グループ法人税制

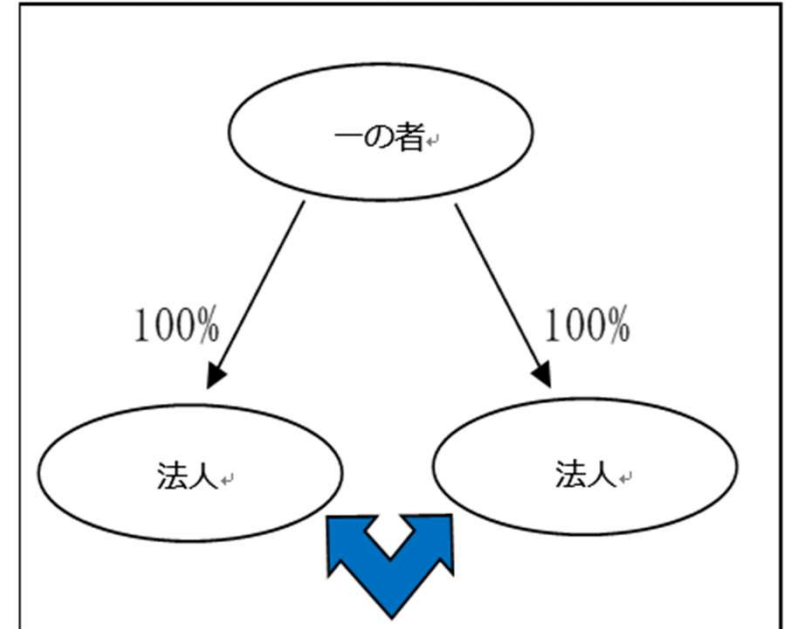
1 他の法人との間に完全支配関係がありませんか。

○ 完全支配関係イメージ図

当事者間の完全支配関係

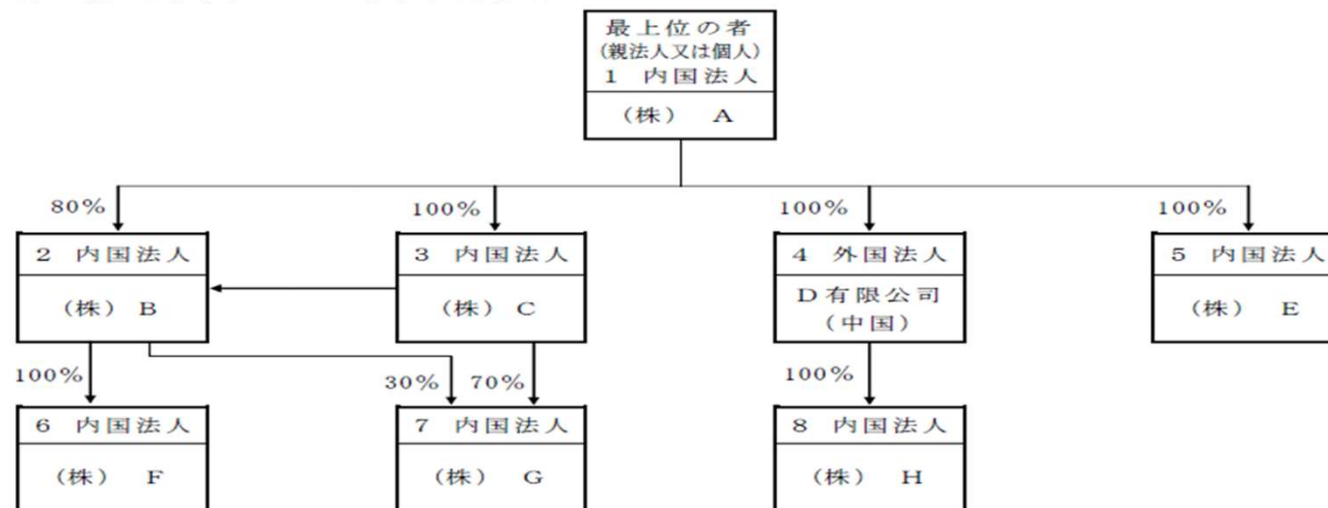


法人相互の完全支配関係



2 確定申告書にグループ関係を系統的に示した図を添付していますか。

○ 出資関係図の作成例



令和〇年〇月〇日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等 (千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	

4

所得の金額、利益積立金額 及び資本金等の額の計算

所得の金額の計算に関する明細書

【注意】「52」の「①」欄の金額は、「⑨」

事業年度		法人名	別表四			
区 分		総 額	留 保 額	社 外 流 出	令七	
①		②	③	④	⑤	
当期利益又は当期欠損の額	1	門	門	配 当	門	
損金経理をした法人税及び地方税法大税(附帯税を除く。)	2			そ の 他		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3					
損金経理をした納税充当金	4					
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)	5					
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6					
役員給与の損金不算入額	7					
大 概 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8					
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額	9					
算	10					

損益計算書の当期純利益(損失)の額と一致

株主資本等変動計算書の剰余金の配当の額+みなし配当の金額

「役員給与等の内訳書」の「その他」欄を加算

【※】の金額を加減した額と符合する(26)に

仮 計	26
(23)から(25)までの計	
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額	27
(別表十四(二)「24」又は「40」)	
所得の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は専ら調停額の益金算入額	28
法人税額から控除される所得税額	29
(別表六(一)「6」の③)	
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額	30
(別表六(二)「7」)	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額	31
(別表六(五)「5」の②)+(別表十七(三)の六)「1」)	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額	32
(別表九(二)「10」)	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額	33
(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	
合 計	34
(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)	
基 準 額 若 配 当 の 益 金 算 入 額	

所得税額等の控除を受ける場合は、その所得税額等を加算

「28」欄、「33」欄、「35」欄、「36」欄、「42」欄、「46」欄~「50」欄に係る規定の適用がある場合は、簡易様式ではない別表4を使用

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額	49
(別表十一(七)「21」~「11」)	
特 許 権 等 の 譲 渡 等 に よ る 所 得 の 特 別 控 除 額	50
(別表十(五)「12」)	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	2

特定同族会社に該当し、年2,000万円を超える場合には、別表3(1)で留保金課税の検討

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する
明細書

事 業 年 度	:	:	法人名
------------------	---	---	-----

別表五(一)

令七・四・一以後終了事

御注意

この表は、通常の場
合に於ては、期首現在利益積立金額合計③①①①
±④④④④・確定方の通算税効果金額の合計

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立	当 期 の 増 減	差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ① - ② + ③	
	①		④	
利 益 準 備 金	1			円
積 立 金	2			円
自 己 株 式	3	②〇〇〇	②△ 〇〇〇	
〇〇〇引当金	4		●●●	
繰延税金資産（負債）			(△) ■■■	

任意引当金（損金の額に算入されない引当金）の場合、B/Sと一致

B/Sと一致
繰延税金資産：マイナス表示
繰延税金負債：プラス表示

II 資本金等の額の計算に関する明細書				
繰越損益金（損は赤）	25			
納 税 充 当 金	26			
未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 (附帯税を除く。)	27			△
未 払 通 算 税 効 果 額 (附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28			中間 確定
未 納 道 府 県 民 税 (均等割を含む。)	29		△	△
未 納 市 町 村 民 税 (均等割を含む。)	30		△	△
差 引 合 計 額	31			△

株主資本等変動計算書の「繰越利益剰余金の当期末残高」と一致

前事業年度の④欄の合計金額と一致

B/Sの自己株式の金額と① + ②が一致

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減	差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ① - ② + ③
	①	②	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32		
資 本 準 備 金	33		
自 己 株 式	34	①△〇〇〇円	①△〇〇〇円
	35		
差 引 合 計 額	36		

6

中小企業者等が機械等を取得した場合の
特別償却又は法人税額の特別控除
(中小企業投資促進税制)

1 制度の概要

中小企業者等が、指定期間内に、特定機械装置等の取得をし、又は製作して、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、特別償却又は法人税額の特別控除の選択適用が可能

2 適用対象法人ですか。

租税特別措置法第42条の6 第1項に規定する中小企業者等で、青色申告書を提出する法人（適用除外事業者を除く。）

ただし、特別控除は特定中小企業者等に限る。

(参考) 中小企業者等と特定中小企業者等

中小企業者とは

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で次の①又は②に掲げる法人以外の法人又は資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。

- ① その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
- ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が2以上の大規模法人の所有に属している法人

※ 下線の大規模法人とは、中小企業投資育成株式会社を除き、次のいずれかに該当する法人をいいます。

- 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- 大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある等の一定の法人

特定中小企業者等とは

中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人及び農業協同組合等及び商店街振興組合をいいます。

3 指定期間内に取得等した資産ですか。

指定期間…平成10年6月1日から令和9年3月31日まで

4 適用対象資産を指定事業の用に供していますか。

(1)の特定機械装置等で、(2)の指定事業の用に供しているもの

(1) 適用対象資産（特定機械装置等）

資産の種類	取得価額要件
機械及び装置	一台又は一基160万円以上
工具	一台又は一基120万円以上、若しくは、 一台又は一基30万円以上かつ複数台の 合計額120万円以上
ソフトウェア	一のソフトウェアごと又はソフトウェア の合計額70万円以上
車両及び運搬具	なし
内航船舶	なし

(2) 指定事業（国内における次の事業）

製造業	建設業	農業	林業	漁業	水産養殖業
鉱業	卸売業	道路貨物 運送業	倉庫業	港湾運送業	ガス業
小売業	料理店業 その他の 飲食店業	一般旅客 自動車運送業	海洋運輸業 及び 沿海運輸業	内航船舶 貸渡業	旅行業
こん包業	郵便業	通信業	損害保険 代理業	不動産業	サービス業

5 適用対象資産について、他の特別償却又は圧縮記帳と重複適用していませんか。

- **他の特別償却等**の適用を受けた資産について、**重複適用不可**
⇒ 複数の特別償却等の適用対象資産に該当する場合、どの制度を適用するかを選択が必要
- 特定資産の買換えの場合の課税の特例等、**租税特別措置法上の圧縮記帳の適用**を受けた資産について、**適用不可**
(ただし、法人税法の規定による圧縮記帳を行った場合は適用可)
- **所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等**は**特別償却の適用不可** (法人税額の特別控除は適用可)

7

中小企業者等が特定経営力向上設備等を
取得した場合の特別償却又は法人税額の
特別控除（中小企業経営強化税制）

1 制度の概要

中小企業者等が指定期間内に「特定経営力向上設備等」の取得又は製作若しくは建設をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、**特別償却**又は法人税額の**特別控除**の選択適用が可能

2 適用対象法人ですか。

中小企業等経営強化法第17条第1項の認定（経営力向上計画の認定）を受けた中小企業者等（適用除外事業者を除く。）

3 指定期間内に取得等した資産ですか。

指定期間…平成29年4月1日から令和9年3月31日まで

4 適用対象資産を指定事業の用に供していますか。

類型	規模要件
生産性向上設備（A類型）	機械及び装置 160万円以上 工具、器具及び備品 30万円以上 建物附属設備 60万円以上 ソフトウェア 70万円以上
収益力強化設備（B類型）	
経営資源集約化設備（D類型）	
経営規模拡大設備（E類型）	機械及び装置 160万円以上 工具、器具及び備品 30万円以上 建物及びその附属設備 1,000万円以上 ソフトウェア 70万円以上

※ 指定事業は、中小企業投資促進税制の指定事業と同じです。

5 特別償却額又は法人税額の特別控除額

- (1) 建物及びその附属設備（E 類型）以外の特定経営力向上設備等
即時償却又は法人税額の特別控除（資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人、農業協同組合等及び商店街振興組合は取得価額の10%、それ以外の法人にあっては取得価額の7%相当額で、それぞれ法人税額の20%(注)が限度）の選択適用ができます。
- (2) 建物及びその附属設備（E 類型）
次のとおり、特別償却と法人税額の特別控除の選択適用ができます。

区分	賃上げ率2.5%以上	賃上げ率5%以上	備 考
特別償却	15%	25%	
税額控除	1%	2%	法人税額の20%が限度

6 経営力向上計画の認定申請書（写）及びその認定書（写）等を添付していますか。

8

**給与等の支給額が増加した場合の法人税額
の特別控除（賃上げ促進税制）**

1 適用要件を満たしていますか。

《全法人向け賃上げ促進税制》

- ・ 青色申告書を提出する法人
- ・ 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度
- ・ 国内雇用者に対して給与等を支給

《要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

《中堅企業向け賃上げ促進税制》

- ・ 特定法人（常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人（一定の要件に該当する場合を除く））
- ・ 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度
- ・ 国内雇用者に対して給与等を支給

《要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

《中小企業者等向け賃上げ促進税制》

- ・ 中小企業者等
- ・ 平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度
- ・ 国内雇用者に対して給与等を支給

※ 適用除外事業者を除く。

《要件》

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

《中小企業者等向け賃上げ促進税制に係る繰越税額控除制度》

- ・ 中小企業者等
- ・ 各事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合
- ・ 調整前法人税額から控除

※ 最大5年間の繰越し

(注) 繰越税額控除制度を適用する事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合にのみ適用され、繰越税額控除限度超過額と全法人向け賃上げ促進税制、中堅企業向け賃上げ促進税制及び中小企業者等向け賃上げ促進税制の税額控除額との合計額がその適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度

2 税額控除限度額の計算は正しいですか。

《全法人向け賃上げ促進税制》

$$\text{税額控除限度額} = \text{控除対象雇用者給与等支給増加額} \times 10\%$$

(注) 次頁の各上乗せ要件を満たす場合は以下の表のとおり税額控除割合が加算され、税額控除限度額がその適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度

継続雇用者 給与等支給 増加割合	税額控除割合	教育訓練費に関する要件を満たす場合	子育てとの両立支援・女性活躍支援に関する要件を満たす場合
3 %以上	10%	+ 5 %	+ 5 %
4 %以上	15%		
5 %以上	20%		
7 %以上	25%		

《上乗せ要件》

- ①
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\% \text{ 又は } 5\% \text{ 又は } 7\%$$
- ②
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$
- かつ
$$\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$$
- ③ プラチナくるみん認定 又は プラチナえるぼし認定

《中堅企業向け賃上げ促進税制》

$$\text{税額控除限度額} = \text{控除対象雇用者給与等支給増加額} \times 10\%$$

(注) 次頁の各上乗せ要件を満たす場合は以下の表のとおり税額控除割合が加算され、
税額控除限度額がその適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、
その20%相当額が限度

継続雇用者 給与等支給 増加割合	税額控除割合		
		教育訓練費に関する要件を満たす場合	子育てとの両立支援・女性活躍支援に関する要件を満たす場合
3 %以上	10%	+ 5 %	+ 5 %
4 %以上	25%		

《上乗せ要件》

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

$$\text{かつ} \quad \frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$$

$$\textcircled{3} \quad \text{プラチナくるみん認定} \quad \text{又は} \quad \text{えるぼし認定} \quad (3 \text{ 段階目以上})$$

《中小企業者等向け賃上げ促進税制》

$$\text{税額控除限度額} = \text{控除対象雇用者給与等支給増加額} \times 15\%$$

(注) 次頁の各上乗せ要件を満たす場合は以下の表のとおり税額控除割合が加算され、税額控除限度額がその適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度

雇用者 給与等支給 増加割合	税額控除割合	教育訓練費に関する要件を満たす場合	子育てとの両立支援・女性活躍支援に関する要件を満たす場合
		+ 10%	+ 5%
1.5%以上	15%		
2.5%以上	30%		

《上乗せ要件》

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 5\%$$

$$\text{かつ} \quad \frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$$

$$\textcircled{3} \quad \text{くるみん認定} \quad \text{又は} \quad \text{えるぼし認定} \quad (2 \text{ 段階目以上})$$

9

青色申告事業年度の欠損金の損金算入

繰越控除限度額の割合

- 中小法人等・・・100%
- 中小法人等以外の法人・・・以下に掲げる割合

	要 件	割 合
(1)	平成30年4月1日～開始事業年度	50%相当額
(2)	(1)にかかわらず割合が100%相当額とされる場合 イ 更生手続開始決定等の日から7年間 □ 新設法人（普通法人に限り、一定の法人を除く。）の設立日以後7年間	100%相当額

10

受取配当等の益金不算入

1 益金不算入の対象にならない受取配当等が含まれていますか。

益金不算入の対象とならない受取配当等	
外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けた配当、適格現物分配により受けた配当	短期保有株式等の配当金
	株式等に係る配当等の額で一定の要件に該当するみなし配当
協同組合等の事業分量配当金	証券投資信託の収益分配金
保険会社の基金利息、契約者配当金	公社債投資信託の収益分配金
特定目的会社から受ける配当	貸付信託の収益分配金
投資法人から受ける配当等	外国投資信託の収益分配金
信用取引による配当落調整額	R E I T (不動産投資信託)の収益分配金

2 受取配当等の額を4つに区分していますか。

受取配当等の益金不算入額の算出に当たり、次の4つに区分する。

区分	出資割合等	益金不算入割合	負債利子控除
完全子法人株式等	100%	100%	
関連法人株式等	3分の1超		○
その他株式等	5%超 3分の1以下	50%	
非支配目的株式等	5%以下	20%	

3 負債利子の控除計算は正しく行われていますか。

- ・ 計算方法には、原則又は特例による方法がある。
- ・ 当期に係る支払利子等の額の合計額の10%相当額が、当期に受ける関連法人株式等の配当等の額の合計額の4パーセント相当額以下である場合は、特例による方法で計算を行う。

11

貸倒引当金

1 適用対象となる法人ですか。

貸倒引当金の繰入額を損金算入できる法人

(1) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち100%子会社等(※)を除く法人

※ ①大法人による完全支配関係がある普通法人、②完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人

(2) 資本又は出資を有しない普通法人

(3) 公益法人等又は協同組合等

(4) 人格のない社団等

(5) 銀行、保険会社その他これらに準ずる法人

(6) 金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人

2 個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分し、繰越限度額の計算ができていますか。

債権	繰入限度額
個別評価金銭債権	<u>債務者ごと</u> に計算した回収不能見込額
一括評価金銭債権	期末一括評価金銭債権 × 貸倒実績率

3 中小法人等には法定繰入率の特例があります。

中小法人等の法定繰入率の特例				
卸売業 小売業 (飲食店業及び 料理店業を含む。)	製造業	金融業 保険業	割賦販売小売業 包括信用購入あっせん業 個別信用購入あっせん業	その他
10/1,000	8/1,000	3/1,000	7/1,000	6/1,000

○繰入限度額

$$\left(\begin{array}{l} \text{期末一括評価} \\ \text{金銭債権} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実質的に債権と} \\ \text{みられない金額} \end{array} \right) \times \text{法定繰入率}$$

12

寄附金の損金不算入

1 寄附金に該当する費用が寄附金勘定以外の他の勘定科目に含まれていませんか。

寄附金の額
- 金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合のその金銭の額 - 金銭以外の資産のその贈与の時の価額又は経済的利益のその供与の時における価額

※ 資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その対価の額がその時価よりも低いときは、対価の額と時価との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる部分は、寄附金の額に含まれる。

寄附金となる科目（例）	寄附金とならない科目（例）
- 寄 附 金 - 抛 出 金 - 見 舞 金	- 広告宣伝費 - 見本品費用 - 交 際 費 - 接 待 費 - 福利厚生費

2 実際に支払った時に、損金不算入の計算をしていますか。

【寄附金に該当するものが未払いとなっている場合】

(例) 雑費勘定に未払計上あり

- ⇒ ① 寄附金の損金不算入の計算に含める必要なし
- ② 損金不算入のため、別表四で所得に加算

3 正しく区分して損金不算入の計算をしていますか。

【損金算入限度額の計算】

寄附金の区分	資本又は出資 を有する法人	資本又は出資 を有しない法人
①国又は地方公共団体 に対する寄附金 及び指定寄附金	全額損金算入	全額損金算入
②特定公益増進法人 等に対する寄附金	$\frac{(\text{所得基準額} + \text{資本基準額}) \times 1}{2}$ ・ 所得基準額 = 所得の金額 $\times 6.25/100$ ・ 資本基準額 = $\frac{(\text{資本金の額} + \text{資本準備金の額})}{\times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000}$	所得の金額 $\times 6.25/100$
③一般寄附金	$\frac{(\text{所得基準額} + \text{資本基準額}) \times 1}{4}$ ・ 所得基準額 = 所得の金額 $\times 2.5/100$ ・ 資本基準額 = $\frac{(\text{資本金の額} + \text{資本準備金の額})}{\times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000}$	所得の金額 $\times 1.25/100$

13

交際費等の損金不算入

1 交際費等となるものはどのようなものですか。

交際費等となるもの

交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に
関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために
支出するもの

交際費等から除かれるもの

- ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ② 飲食等のために要する費用（一人当たりの金額が10,000円以下）
※ 飲食の日、参加した得意先等の氏名、名称等、参加した人数、飲食店の名称等を記載した
書類の保存が必要
- ③ カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与する
ために通常要する費用
- ④ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要
する費用
- ⑤ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の
収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

2 交際費等に該当する費用が交際費勘定以外の他の勘定科目に含まれていませんか。

交際費、接待費又は贈答費以外に確認を要する科目（例）			
寄附金	値引き 又は割戻し	広告宣伝費	福利厚生費
旅費交通費	雑費	仮払金	

3 接待等のあった事業年度で計算していますか。

実際に接待等を行った事業年度で計算

⇒ 仮払金として経理しているもののうち、交際費に該当するものがあれば含める。

**4 資本金の額又は出資金の額及び交際費等の支出額
に応じて、損金不算入額の計算を行っていますか。
また、損金算入限度額を誤っていませんか。**

期末の資本金 (出資金)の額	区 分		計算方法
1 億円以下 (注)	①又は②の いずれかを 選択	①接待飲食費の特例	損金不算入額 ＝交際費等の額－（交際費等の額のうち 接待飲食費×50%）
		②定額控除(注)	損金不算入額 ＝交際費等の額 －8,000,000円×事業年度の月数/12
1 億円超 100億円以下	接待飲食費の特例		損金不算入額 ＝交際費等の額－（交際費等の額のうち 接待飲食費×50%）
100億円超	原 則		全額損金不算入

(注) 期末資本金（出資金）の額が1億円以下の法人であっても、②の定額控除の適用不可の場合があります。

14

中小企業者等の少額減価償却資産 の取得価額の損金算入の特例

1 適用対象法人ですか。

中小企業者等で、青色申告書を提出する法人のうち、常時使用する従業員の数が500人以下の特定法人以外の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の特定法人（適用除外事業者を除く。）

2 特別償却や圧縮記帳と重複適用していませんか。

- ・ 少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち300万円に達するまでが限度
- ・ 租税特別措置法の規定による圧縮記帳・特別償却・税額控除の適用を受けた資産は、この制度を適用不可

○「少額減価償却資産」・「一括償却資産」・「中小企業者等の少額減価償却資産」の区分

項 目	少額減価償却資産	一括償却資産	中小企業者等の 少額減価償却資産
対象法人	全ての法人	全ての法人	青色申告法人である 中小企業者等
取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満
償却方法	全額損金算入 (即時償却)	3年間均等償却	全額損金算入 (即時償却)

15

役員給与の損金不算入

1 役員給与として損金算入できる要件を満たしていますか。

損金算入ができる給与	
(1) 定期同額給与	支給時期が <u>1か月以下の一定の期間ごと</u> である給与であり、かつ、事業年度の <u>各支給時期における支給額が同額</u> であるもの
(2) 事前確定届出給与	<u>定期同額給与及び業績連動給与以外の給与で、所定の時期に、確定した額の金銭等を交付する旨の定め（「事前確定届出給与に関する定め」といいます。）に基づいて支給されるもの</u>
(3) 業績連動給与	利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標等を基礎として算定される額又は数で一定の要件を満たすもの

2 役員給与を改定する場合、一定の事由による ものですか。

定期同額給与に該当する改定事由	
(1) 通常 改定	<u>事業年度開始の日から3か月を経過する日までにされた改定</u>
(2) 臨時 改定事由 による改定	<u>事業年度の途中において法人の役員の職制上の地位の変更等、事業年度開始の日から3か月経過日までに予測しがたい偶発的な事情によるもので、利益調整等の恣意性がある</u> とはいえない改定
(3) 業績悪化 改定 事由による改定	<u>事業年度の途中において法人の経営状況が著しく悪化したことなど、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情による改定</u> ※一時的な資金繰りの悪化や業績目標に達しなかったことは、経営の状況が著しく悪化したことなどには含まれない。

16

適用額明細書の提出について

法人関係特別措置の適用を受けるためには、
「適用額明細書」の添付が必要となります。

令和 年 月 日		自 平成 年 月 日 令和		事業年度分の適用額明細書 (当初提出分 ・ 再提出分)	
税務署長殿		至 平成 年 月 日 令和			
納 税 地		整 理 番 号			
受 受 印				各別表から転記誤りはありませんか。	
租 税 特 別 措 置 法 の 条 項		区 分 番 号		適 用 額	
第 条 第 項 第 号		第 条 第 項 第 号		十 億 百 万 千 円	
第 条 第 項 第 号		第 条 第 項 第 号		第 条 第 項 第 号	
第 条 第 項 第 号		第 条 第 項 第 号		第 条 第 項 第 号	

区分番号の記載誤りはありませんか。

17

消費税及び地方消費税の申告書 (一般用)

1 「積上げ計算」又は「割戻し計算」の適用は正しいですか。

《売上税額》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

《仕入税額》

【積上げ計算】

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
いずれか選択可

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入に係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

2 課税仕入れに係る消費税額等の全額を控除している場合、その課税期間は、課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上ですか。

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

－

課税仕入れ等に係る消費税額
(仕入控除税額)

仕入税額控除の計算に係る注意点

- ・ 課税期間の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上である場合には、課税仕入れに係る消費税額等を全額控除

上記以外の場合 ⇒ 個別対応方式 又は 一括比例配分方式

- ・ 仕入税額控除の計算について一括比例配分方式を選択した場合は、2年間継続した後でなければ個別対応方式へ変更不可

2 課税仕入れに係る消費税額等の全額を控除している場合、その課税期間は、課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上ですか。

○ 課税売上割合とは

$$= \frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き）（注））}}{\text{資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き）（注） + 非課税売上高）}}$$

（注） 免税売上高を含みます。

○ 課税期間における課税売上高とは

$$= \text{消費税が課税される取引の売上金額（税抜き） + 免税売上高}$$

2 課税仕入れに係る消費税額等の全額を控除している場合、その課税期間は、課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上ですか。

○ 個別対応方式

$$\boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）}} = \boxed{\text{イの消費税額}} + \boxed{\text{（□の消費税額} \times \text{課税売上割合）}}$$

課税仕入れ等に係る消費税額	イ 課税売上げにのみ対応するもの	課税売上割合で あん分
	□ イ及びハの両方に 共通するもの	
	ハ 非課税売上げにのみ対応するもの	

2 課税仕入れに係る消費税額等の全額を控除している場合、その課税期間は、課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上ですか。

○ 一括比例配分方式

課税仕入れ等に係る
消費税額（仕入控除税額）

=

課税仕入れ等
に係る消費税額

×

課税売上割合

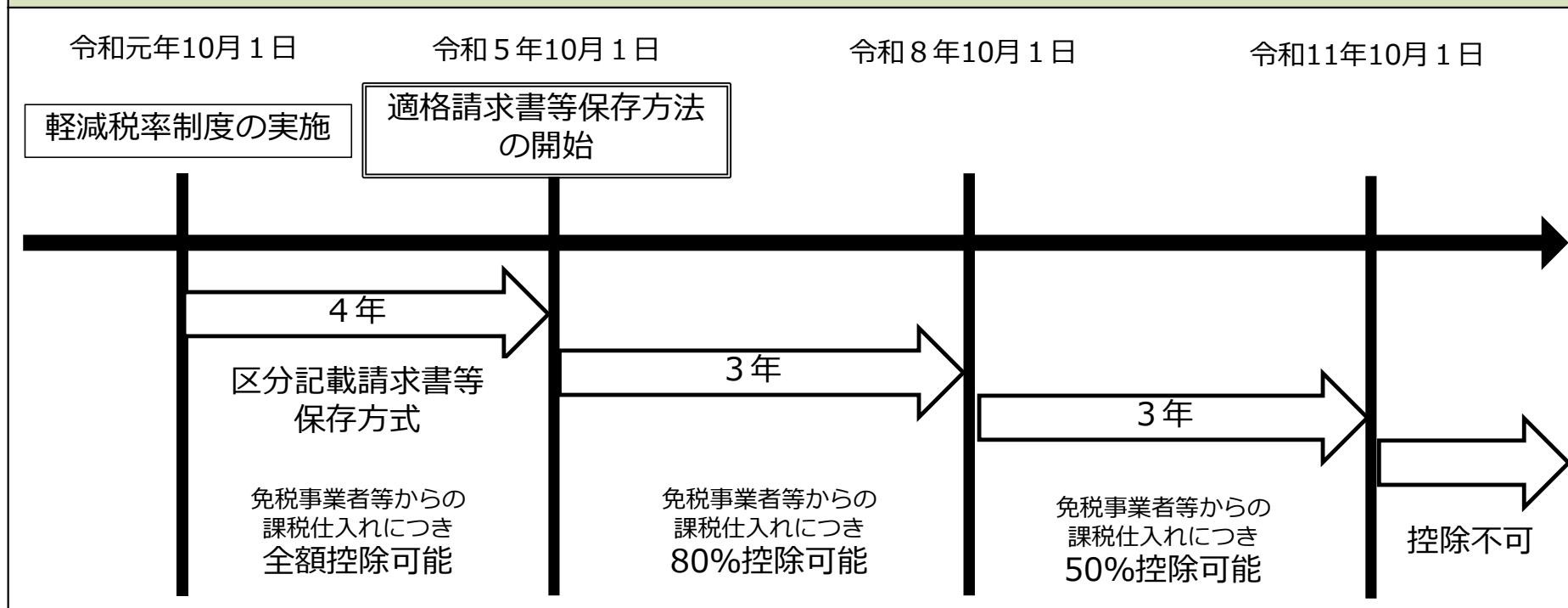
課税仕入れ等
に係る消費税額

課税期間中の課税仕入れ等
に係る消費税額

課税売上割合で
あん分

2 課税仕入れに係る消費税額等の全額を控除している場合、その課税期間は、課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上ですか。

○ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

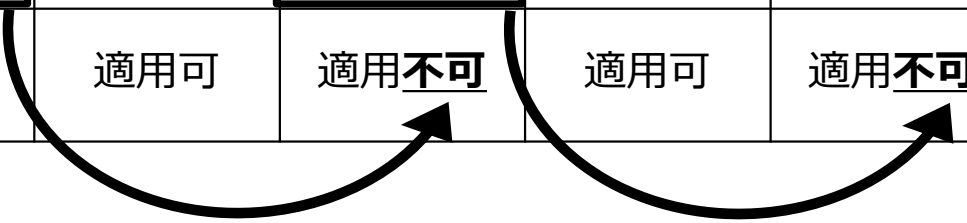


2 課税仕入れに係る消費税額等の全額を控除している場合、その課税期間は、課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上ですか。

○ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)

【例】 免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係（基準期間の課税売上高のみを考慮）

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用 <u>不可</u>	適用可	適用 <u>不可</u>



3 還付申告書を提出する場合には明細書を添付していますか。

「控除不足還付税額」がある申告書を提出する場合には、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」の添付が必要

⇒ 還付税額が中間納付還付税額のみの場合は明細書の添付不要

4 消費税率に誤りはありませんか。

- ・ 消費税及び地方消費税の税率 ⇒ 令和元年10月1日から10%(改正前8%)に引き上げられるのと同時に軽減税率実施
 - ・ 消費税の軽減税率 ⇒ 旧税率と同じ8%であるが、消費税率と地方消費税率の割合が異なる
- ⇒ 消費税額等を税率ごとに区分計算